

前橋市農業起業家支援事業実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、地域農業者が、付加価値の高い地場産農林水産物の加工品創出や販売促進を図り、農家所得の向上につながるよう支援する前橋市農業起業家支援事業に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、「農家」とは、農業起業家登録申請日の経営耕地面積が10a以上の農業を営む個人、法人若しくは団体又は申請日前1年間の農林水産物販売金額が15万円以上あった個人、法人若しくは団体をいう。

(事業内容)

第3条 市長は、第6条の基準に基づき、農業起業家を登録する。

2 市長は、登録された起業家を対象に次に掲げる事業を行うものとする。

- (1) 研修・講座等の開催
- (2) 市内イベント等の案内及び加工品の販売機会の提供
- (3) 前2号に掲げるもののほか、必要な情報提供等

(登録の申請)

第4条 農業起業家登録を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、農業起業家登録申請書（様式第1号）を、市長に提出しなければならない。

(申請者の要件)

第5条 申請者は、次に掲げる要件を満たしていなければならない。

- (1) 前橋市在住の農家であること。
- (2) 前橋産の農林水産物を原材料とした加工品創出及び製造（委託を含む。以下同じ。）をしており、直売所や自宅等で販売していること。

(登録基準)

第6条 市長は、申請者が次に掲げる基準のいずれも満たすときは、農業起業家登録の認定を行うものとする。

- (1) 申請内容に虚偽がなく事実と合致していると認められること。
- (2) 加工品創出、製造及び販売のための、農林水産物の生産について具体的な事業計画があること。

(3) 前橋産農林水産物を原材料とした加工品創出、製造及び販売について、具体的な事業計画があること。

(登録の決定)

第7条 市長は前条の規定に基づき、申請者に係る農業起業家登録の可否を決定し、登録をするときは農業起業家登録通知書（様式第2号）により、登録をしないときは、その理由を記した農業起業家登録不登録通知書（様式第3号）により当該申請者に通知するものとする。

(登録の期間)

第8条 農業起業家登録の期間は、登録日から登録日の属する年度の翌々年度の3月末日までとする。

2 登録の期間満了後も、引き続き登録を受けようとするときは、期間の更新を申請することができる。

3 前項の規定による申請手続等については、第4条から前条までの規定を準用する。この場合に更新される登録の期間は、更新した日からその日の属する年度の翌々年度の3月末日までとする。

(登録の変更)

第9条 農業起業家登録者（以下「登録者」という。）は、登録された内容について次の各号のいずれかに該当する変更が生じた場合は、遅滞なく、農業起業家変更届出書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

(1) 農業起業家登録申請書に記載した内容に変更が生じたとき。

(2) 第6条の基準に適合しない状況に至ったとき。

(3) その他市長が変更報告を必要と認める事項が生じたとき。

2 市長は、前項の報告について、その内容が第6条の基準に著しく適合しない等、登録の継続が適当でないと判断したときは、登録を取り消すものとする。

(登録の辞退)

第10条 登録者は、登録を辞退する場合、農業起業家登録辞退届出書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

(登録の取消し等)

第11条 市長は、登録者が次の各号のいずれかに該当する行為をしたときは、その登録を取り消す。ただし、当該登録者の責めに帰すると認め難い場合は、この限

りでない。

- (1) 虚偽の申請により登録を受けたとき。
- (2) 前橋産農林水産物加工品の製造・販売を中止したとき。
- (3) その他前橋市農業起業家支援事業の運用に重大な支障をきたす行為があったとき。

附 則

この要領は平成29年7月1日から施行する。

この要領は平成30年4月1日から施行する。

この要領は平成31年4月1日から施行する。

この要領は令和3年4月1日から施行する。